

「エコアクション 21 地域事務局 岡山県環境保全事業団」判定委員会規程

(所掌事務)

第1条 判定委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業者のエコアクション 21 認証・登録の可否
- (2) エコアクション 21 審査人の審査結果に対する異議
- (3) その他事業者のエコアクション 21 認証・登録に関する事項

(判定委員会の構成及び委員の委嘱)

第2条 判定委員会は、3名以上を持って構成する。

2 判定委員会の委員は次に掲げる者などのうちから、公益財団法人岡山県環境保全事業団理事長が委嘱する。

- (1) 事業者の環境への取組などに関する専門家及び学識者
- (2) 地域の環境保全活動、消費活動等に関わる方

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとし、任期満了時に特段の申し出がない場合は、更新されるものとする。

(委員長)

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

(判定委員会の開催)

第5条 判定委員会は、「エコアクション 21 地域事務局 岡山県環境保全事業団」事務局長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 判定委員会は、必要に応じて開催するものとする。

(会議の定足数及び議決数)

第6条 会議は、これを構成する委員の3名以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 会議の決議は、全会一致を原則とする。

(議事録)

第7条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席委員名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(守秘義務)

第8条 委員は、会議で知り得た情報を委員就任中はもとより委員退任後においても他に漏らしてはならない。

(附 則)

この規程は平成27年4月21日から施行する。

(附 則)

この規程は平成29年4月26日から施行する。